

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）

都市計画瓜生山学園地区地区計画を次のように変更する。

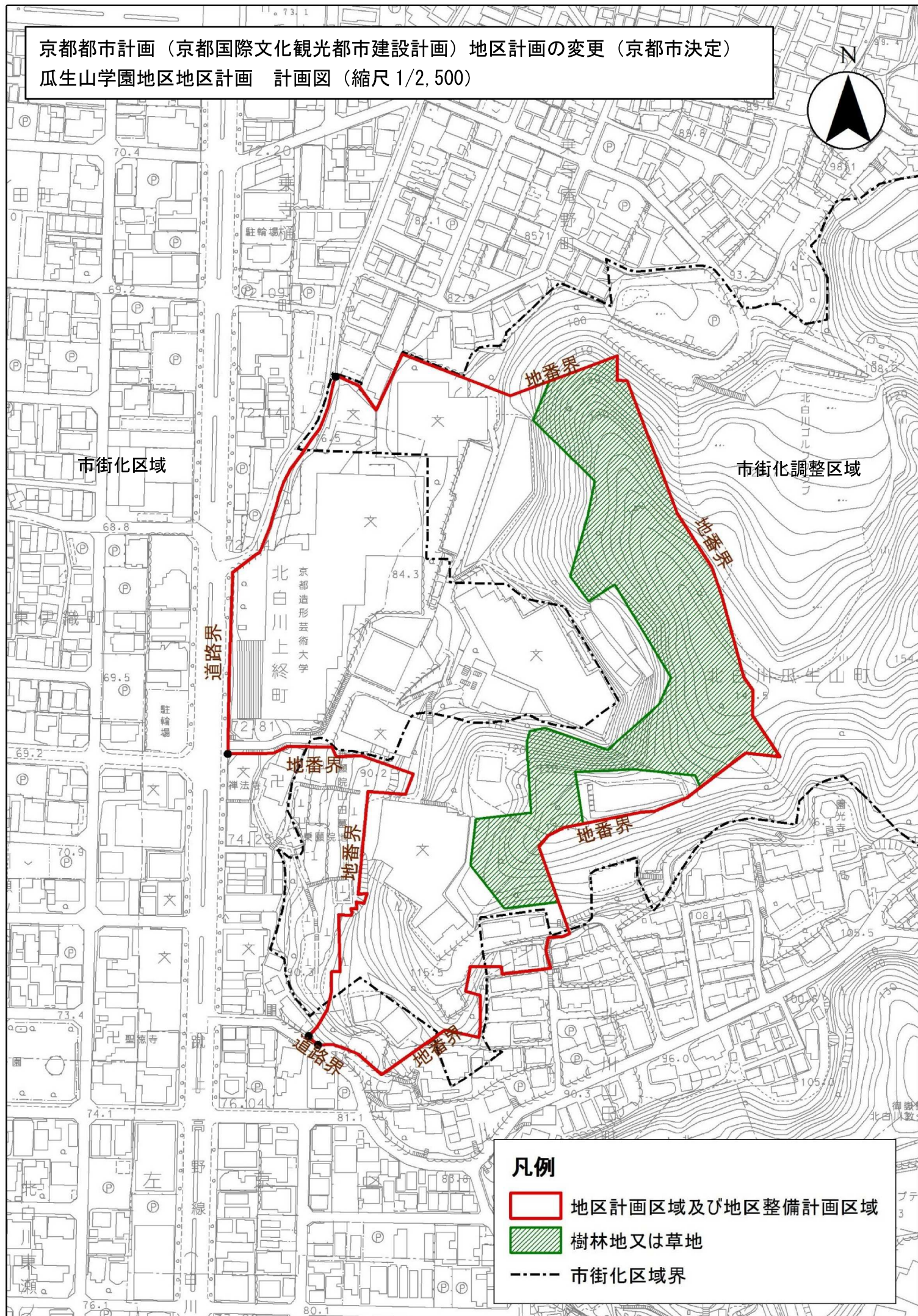
名 称		瓜生山学園地区地区計画	
位 置		京都市左京区北白川瓜生山町，北白川上終町及び北白川山田町の各一部	
面 積		約 6.6 ヘクタール	
地 区 計 画 の 目 標		当地区は，京都市街地の北東部に位置し，緑豊かな瓜生山の山麓部にある。総合芸術大学としての多様な機能を備えた当地区に対して地区計画を策定することにより，良好な教育・研究環境を確保すると共に周辺の居住環境や自然環境と調和のとれた大学関連施設等の誘導を図る。	
保 全 的 整 備 関 連 開 発 方 針 及 び	土 地 利 用 方 針	大学関連施設等の整備と並行して空地の緑化を促進する等，周辺環境と調和した土地利用を図る。 また，施設の背面に位置する瓜生山の一部を樹林地又は草地として保全し，自然環境との調和を図る。	
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	建築物の用途を大学関連施設等に限定することにより，用途の混在等による環境の悪化を防止すると共に，建蔽率，容積率及びかき又はさくの構造等に制限を加えることにより，周辺の居住環境や自然環境と調和した施設を誘導する。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	第一種低層住居専用地域以外の地域又は区域にあっては，次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 大学 2 寄宿舍 3 保育所 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物 5 バス停留所の上屋
		容 積 率 の 最 高 限 度	10分の10（用途地域に関する都市計画において定められた容積率（建築基準法第52条第7項に規定する場合にあっては，同項の規定により算出される容積率）の最高限度の数値が10分の10未満である場合を除く。）
		建 蔽 率 の 最 高 限 度	10分の3.5
		か き 又 は さく の 構 造 の 制 限	敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には，可能な限り生垣等により緑化を推進する。
	土地の利用に関する事項		計画図に表示する区域については，樹林地又は草地として保全する。
備 考			

「区域，地区整備計画の区域及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は，京都造形芸術大学の施設が立地する地区において，文化・芸術を基軸とした特色ある保育教育の環境を拡充することにより，瓜生山等の周辺環境と調和した大学教育環境の更なる充実を図るため，地区計画を変更するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（京都市決定）
瓜生山学園地区地区計画 計画図（縮尺 1/2,500）



凡例

-  地区計画区域及び地区整備計画区域
-  樹林地又は草地
-  市街化区域界